

# 中世立川氏と立川氏文書

中世立川氏は中世武士団、武蔵七党の西党に属していた日奉氏を祖とする武士で、平安時代末期頃から立川市域に定着したと考えられています。

立川氏文書は、中世立川氏が残した古文書です。原本と写本の合わせて13通あります。室町時代の文書1通を除き、他はすべて鎌倉時代の文書です。13通の文書のうち11通は所領の売買や譲渡に関する文書で、当時の土地所有状況に加えて、人名や地名を知る手がかりとなります。とても貴重な史料であることから、平成13年9月1日に「立川氏文書」と「立川系図日奉氏」が立川市指定有形文化財に指定されています。

写真1は「立川系図日奉氏」です。江戸時代半ばに立川氏の子孫が作った系図と考えられています。系図をみると、平安時代末期～鎌倉時代初期頃の人物と推定される宗恒・宗重兄弟が初めて立川姓を名乗っています。立川氏文書からは、宗恒の孫にあたる經光が残した弘安七年(1284)の譲状写(所領を譲り渡す内容の文書)が見ついています。

また、鎌倉幕府の史書『吾妻鏡』には、暦仁元年(1238)に将軍が京へのぼった時に、供として従った立河三郎兵衛尉基泰という人物が登場しますが、彼は系図中の職泰と同一人物であると考えられています。

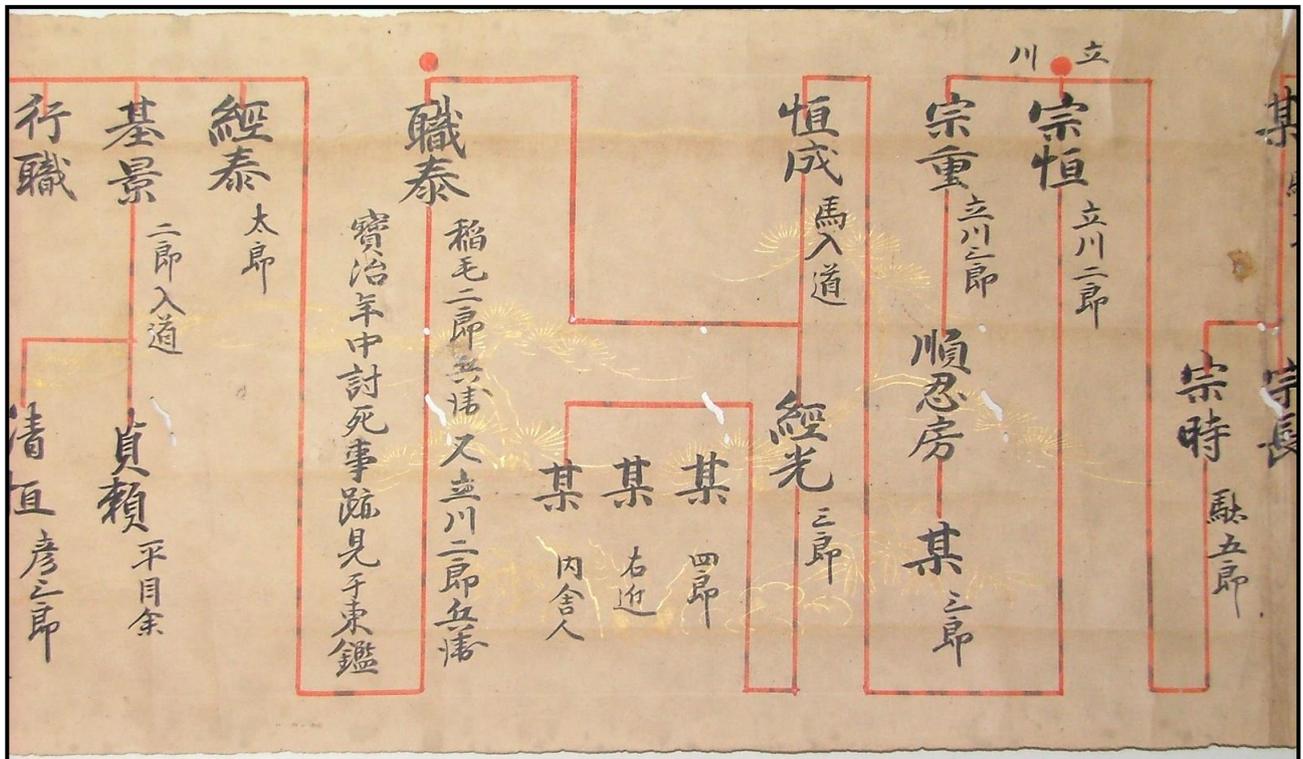


写真1 「立川系図日奉氏」抜粋

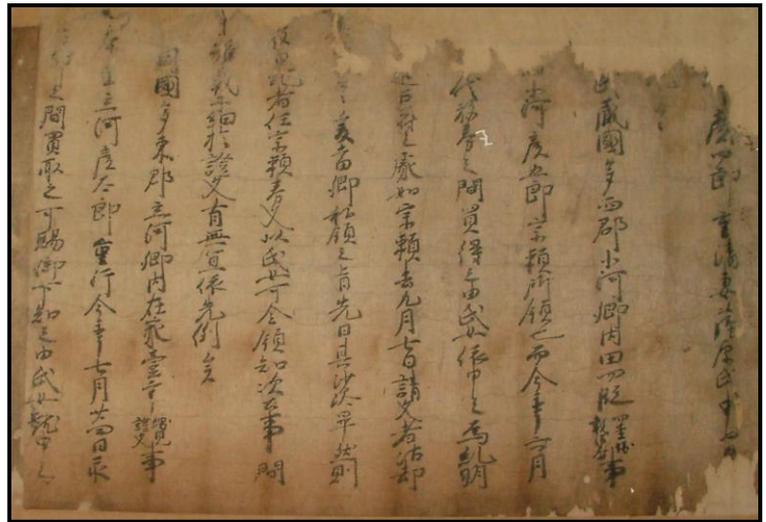
※立川氏に関する系図は他にも「日奉氏小川系図」があり、こちらの系図では宗恒・宗重の一代前の宗時を立川氏の祖としている。

鎌倉時代末期になると、立川彦四郎重清とその妻子が、土地を買い集めている様子を立川氏文書によって知ることができます。彼らの文書は立川氏文書の中核をなすもので、全部で8通確認されています。写真2はそのうちの1通で、

関東下知状といわれているものです。文書の後半部分は失われています。関東下知状とは、鎌倉幕府の将軍の意を受けた執権や連署が、その命令を奉じて出した文書で、「依鎌倉殿仰下知如件(かまくらどのおおせにより、げちくだんのごとし)」の文言で終わるのが特徴です。

文書の内容は立川彦四郎重清の妻が、小河郷(あきる野市)の田や立河郷(立川市)の在家(=税の負担者またはその単位)を買ったことに対し、鎌倉幕府が公式に認めたことを示しているものです。

立川彦四郎重清の妻が買った立河郷の在家は、立川彦太郎重行という人が所有していたものですが、重行と重清はともに「彦」の字を通称に使用しており、二人は兄弟であると考えることができます。しかし、残念ながら彼らの関係については、立川系図日奉氏などで確認することができず、詳しいことはわかっていません。



上：写真2 関東下知状

下：同解説文

河彦四郎重清妻藤原氏申買  
 地条々  
 武蔵国多西郡小河郷内田四段 四至堺 載沽券事  
 者小河彦五郎宗頼所領也、而今年六月  
 代放券之聞買得之由、氏女依申之、為糾明  
 遺符符之処、如宗頼去九月七日請文者、沽却  
 云々、爰金郷私領之旨、先日其沙汰畢、然則  
 彼田地者、任宗頼券文、以氏女可令領知、次公事間  
 事、雖載子細於證文、有無宜依先例矣  
 同国多東郡立河郷内在家彦字 塚見事 證文事  
 本主立河彦太郎重行、今年七月廿四日永  
 沽却之間、買取之、可賜御下知之由、氏女就申之  
 (以下欠)

鎌倉時代の立川氏については、立川氏文書以外にもいくつかの史料が残されており、鎌倉時代を通じて幕府の御家人として活躍していたことがわかっています。南北朝～室町時代になると立川氏に関する史料は少なくなり不明な部分が多くなります。しかし、立川氏文書のなかに室町時代の文書が1点みられることなど、鎌倉幕府滅亡後も命脈を保っていたことは間違いありません。この時代の立川氏の動向を明らかにすることが今後の研究課題となっています。



写真3：八幡神社本地仏像

戦国時代末期の天正14年(1586)には、立川照重の内女おねねが作らせたと思われる八幡神社本地仏像(写真3)が柴崎町の諏訪神社に伝えられています。この時代立川氏は、八王子の北条氏照配下となっていました。天正18年(1590)に豊臣秀吉の関東攻めにより主家滅亡の憂き目にあっています。